



76

平成15年2月28日

環境省総合環境政策局環境影響評価課長 小林 正明殿  
環境省環境管理局自動車環境対策課長 堅尾 和夫殿

国土交通省航空局飛行場部  
新東京国際空港課長

玉木 良知

今般閣議決定する成田国際空港株式会社法案（以下、「法案」という。）について、その運用は下記のとおりとする。

#### 記

- 1 国土交通大臣が、法案第3条第1項の基本計画を改定しようとするときは、改定後の基本計画に環境保全に関し配慮する旨を盛り込むものとするとともに、国土交通省は、環境省に協議すること。
- 2 国土交通大臣が、法案第11条に基づく認可を行おうとするときは、国土交通省は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって当該認可に係る事業計画の内容を環境省に事前に通知するとともに、これに対し環境省が意見を申し述べる場合には、当該意見を尊重するものとする。
- 3 法案に基づく政令及び省令の制定及び改廃に当たっては、国土交通省は、環境省に対し、あらかじめ十分な時間的余裕をもって協議すること。